

媒体受付手数料引落規定

第1条 （適用範囲）

媒体受付手数料の申込口座からの引落しについては、この規定により取扱います。

第2条 （引落口座の届出）

手数料引落しにあたっては、ご指定の預金口座から毎月指定日に引落しのうえ当金庫が受領します。この場合、預金引落通知の送付は省略させていただきます。

第3条 （引落日）

引落日は毎月8日とします。引落日が休日の場合は翌営業日とします。

第4条 （手数料金額）

媒体受付手数料金額は別途、当金庫のホームページ等に記載します。

第5条 （指定預金口座からの引落し）

- (1) 指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理します。
- (2) 指定預金口座の残高が引落金額に満たないときは、引落しができるよう口座へ入金してください。

第6条 （引落口座の変更）

引落口座を変更する場合には、変更内容を記載した変更届をご提出ください。なお、ご提出の時期により変更前の口座からの引落しとなる場合がありますのでご了承ください。

第7条 （解約）

- (1) 媒体受付手数料の対象となるサービスのご利用が全て無くなった場合、廃止届をご提出ください。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) この契約は、当金庫が必要と認めた場合（例えば、媒体受付手数料の対象となるサービスのご利用が全て無いことが当金庫で確認できた場合等）はいつでも解約できるものとします。なお、これらの場合解約通知は省略させていただきます。

第8条 （手数料の適用開始日）

- (1) 本規定は、2024年7月1日より適用するものとします。

第9条 （規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2024年5月1日